

平成21年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成21年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成21年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成21年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障害福祉課 子ども発達支援室 長寿社会課 子育て支援総室 医療政策課 健康政策課	1 2 3 4 5 6 9 15
	2 歳入歳出事項別明細書		17
	3 節の明細		24
	4 債務負担行為に関する調書	医療政策課ほか	25
	5 繰越明許費に関する調書	医療政策課	27

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	平成21年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	28
	2 債務負担行為に関する調書	子育て支援総室	29

【予算以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第7号	鳥取県基金条例の一部改正について	医療政策課	30
議案第11号	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	障害福祉課	33
議案第17号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	長寿社会課	35

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	9,996,466	183,689	10,180,155	113,819			69,870	
障害福祉課	7,195,014	11,231	7,206,245			10,730	501	
長寿社会課	13,281,125	3,500	13,284,625	3,500			0	
子育て支援総室	9,142,858	△15,317	9,127,541	△9,403		8,879	△14,793	
医療政策課	4,916,983	5,042,498	9,959,481	5,015,474		27,024	0	
健康政策課	1,577,269	339,734	1,917,003	221,624		6,734	111,376	
部計	57,973,276	5,565,335	63,538,611	5,345,014	0	53,367	166,954	

説明

- 1 高齢者の質の高い生活の確立
 - 地域包括支援センター機能強化実践事業
- 2 あんしん医療体制の構築と健康づくり文化
 - (新) 医師搭乗型消防ヘリ整備事業
 - (新) 鳥取県地域医療再生基金造成事業
 - (新) 救命救急センター施設整備事業
 - 臨時特例医師確保対策奨学金
 - (新) 倉吉総合看護専門学校施設整備事業
 - (新) 新型インフルエンザワクチン接種費助成事業

平成21年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

3項 生活保護費

福祉保健課(内線:7144)

2目 扶助費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	1,493,623	183,689	1,677,312	113,819			69,870	
トータルコスト	1,594,700	183,689	1,778,389	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	12.2人	0.0人	12.2人	—				

説明

1 事業の目的

生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長するもの。
長引く経済不況に伴う雇用不安等で被保護世帯が増加したことによる増額補正である。

2 事業の内容

(1) 生活保護費(国3/4、県1/4)

生活に困窮する者の最低生活を保障するための生活保護費を支給するもの。

ア 対象世帯数

平成20年4月～8月の平均保護世帯数 686世帯

↓ 増加

平成21年4月～8月の平均保護世帯数 738世帯

イ 補正額 151,759千円

※対象世帯の増加に伴う補正

(2) 住所不定者等県負担金((国3/4)、県1/4)

居住地がないか、明らかでない被保護者につき、市が支弁した保護費等の1/4を県が負担するもの。(生活保護法第73条)

ア 対象者数

平成21年3月末 149名

↓ 増加

平成21年9月末 164名

イ 補正額 31,930千円

※対象者の増加に伴う補正

平成21年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障害福祉課 (内線: 7152)

12目 障害者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障害者福祉事務費 (3障害手帳事務費)	5,729	1,271	7,000			(基金繰入金) 770	501	
トータルコスト	62,896	1,271	64,167	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	6.9人	0.0人	6.9人	身体障害者手帳の発行、管理業務				

説明 【国1次補正「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的

国の制度改正等に対応するため、「身体障害者手帳発行管理システム」及び「精神障害者保健福祉手帳発行・管理システム」の改修を行う。

2 事業の内容

(単位: 千円)

区分	補正額	内容
身体障害者手帳発行・管理システム改修	501	肝臓機能障害の認定による身体障害者手帳の発行と当該手帳の交付を受けた者のデータ管理を行う。
精神障害者保健福祉手帳発行・管理システム改修	770	受給者証に「次回更新の時期」と「次回更新に際しての診断書の提出の要・不要」を印字できるようにする。

【参考】肝臓機能障害について

血液製剤に含まれていたウイルスによりC型肝炎となった方の救済の観点から厚生労働省において、肝臓機能障害を身体障害者手帳の対象として位置づけることについて検討してきた結果、平成22年4月から肝臓機能障害について身体障害者手帳の交付対象とするとともに、自立支援医療(更生医療、育成医療)の対象とすることとされた。

3款 民生費

2項 児童福祉費

4目 心身障害者扶養共済事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心身障害者扶養共済事業費	202,916	9,960	212,876			(心身障害者扶養共済事業収入) 9,960		
トータルコスト	205,402	9,960	215,362	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	障害者に対する年金の支給				

説明

年金給付保険金の支出見込額が当初の想定以上となったことに伴い、平成22年2月支給分から不足する見込であるため増額補正するものである。

(単位: 千円)

区分	補正額	内容
心身障害者年金給付金	9,960	年金給付金増額 (96,000→105,960)

平成21年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援室(内線:7151)

5目 児童福祉施設費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] (新) 総合療育センター院内保育事業	0	債務負担行為 39,525 0	債務負担行為 39,525 0			債務負担行為 (雑入) 5,025 0	債務負担行為 34,500 0	
トータルコスト	0	829	829	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	委託契約事務				

説明

1 事業の目的

医療機関でもある県立総合療育センターにおける医師・看護師の定着率向上と職員の子育て環境向上に資するため、平成21年10月から院内保育事業を委託したところである。

事業の実施状況が良好であり、安定的な保育事業の継続が見込まれることから、来年度から3カ年間の業務委託を行う。

2 事業の内容

- (1) 内容 院内保育業務の委託
- (2) 事業者選定 公募型プロポーザル方式
- (3) 委託内容 院内に設置された保育室における保育の提供
- ・開園日 利用希望がある日は全て
 - ・開園時間 午前8時～午後7時(延長保育可)
 - ・利用対象者 総合療育センターに勤務する職員
(正職・非常勤を問わない)
 - ・利用料金 常時保育 第1子 25,000円/月
第2子 12,500円/月
臨時利用 1回 1,500円/回

3 債務負担行為

- (1) 限度額 39,525千円
- (2) 委託期間 3年間(平成22～24年度)
- (3) 財源 一般財源、雑入

[総合療育センター概要]

- ・沿革 昭和30年開設(平成18年4月改築 重症心身障害児施設開設)
- ・機能 肢体不自由児施設(入所定員25人、通園定員30人)
重症心身障害児施設(入所定員25人、通園定員6人)
医療保険入院(5床)、短期入所(7床)を併せて実施
- ・職員数 107人(うち女性職員89人で、女性医師4人、女性看護師41人、
理学療法士等を含めた医療専門職全体では女性62人 ※9月1日現在)
- ・所在地 米子市上福原7丁目13-3

平成21年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線: 7177)

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域包括支援センター機能強化実践事業	0	[債務負担行為] 2,200 3,500	[債務負担行為] 2,200 3,500	3,500			[債務負担行為] 2,200	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託契約事務、研修見直し事務、アセスメント内容検討				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策交付金」充当事業】

説明

1 事業の目的

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域包括ケアの充実が重要であり、その要となる地域包括支援センターが真に必要な人に必要なサービスを提供するための機能強化が喫緊の課題である。

このため、市町村と連携して、地域包括支援センターのレベルアップを図り、県全体にそのノウハウを広めることで県民が安心して暮らせる地域づくりを進める。

2 事業の内容

(1) 地域アセスメントの実施

市町村と連携し、地域の全高齢者(小中学校区単位)を対象に実態把握を行い、個人や地域における生活機能状況(閉じこもりや転倒リスクの要因など)の分析を実施する。市町村では、結果の公表を行い、地域住民に介護予防等の必要性の認識を促すとともに、必要なサービスの提供を行う。
○委託料(3,000千円)

(2) 介護予防ケアマネジメント、総合相談・権利擁護の機能強化

センター業務に精通した専門家を一定期間継続的にセンターに関与させ、職員の介護予防ケアプラン作成能力等の向上を図るとともに、県が今後の全県的な機能向上の指導に活用する機能強化実践方法マニュアル作成を行う。
○委託料(500千円)

(3) 研修の見直し

専門家が職員指導によって把握した課題について必要な研修を行うため、既存の研修体系の見直しを行う。

[事業計画]

年度	予算額(千円)	事業内容
H21 (1年目)	3,500	○高齢者実態把握の実施及び分析 ○介護予防ケアマネジメント等の機能強化のための対応体制づくり ○県で実施する研修内容の見直し
H22 (2年目)	[債務負担行為] 2,200	○高齢者実態把握の詳細分析 ○地域アセスメントに基づく介護予防事業等の実施 ○介護予防ケアマネジメント機能強化のため、サービス計画書作成等の指導 ○介護予防ケアマネジメント及び権利擁護等の機能強化のため、合意形成能力等向上支援等の研修実施

※事業終了後には、スクリーニングシート及び分析手法を全県的に広めるとともに、専門家の指導を受けた職員が他のセンターに出向いて指導することで、介護予防ケアプランの作成能力等の向上など、全体的な機能向上を図る。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て支援総室 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 保育の質の向上の ための研修事業	0	354	354			<基金繰入金> 354	0	
トータルコスト	0	354	354	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付申請の審査、交付決定、検査、支払				
【H20国2次補正「鳥取県安心こども基金」充当事業】								
説 明								
<p>・ 保育所の職員等を対象として研修を実施する市町村に対して、安心こども基金を財源として、研修会の開催に要する経費を助成する。</p> <p>(1) 事業主体 鳥取市、若桜町</p> <p>(2) 補助率 1/2</p> <p>(3) 事業内容 保育の質を向上するため、保育所の職員等を対象として研修を実施する市町村に対して助成する。</p> <p style="text-align: center;"><研修内容> 障害児保育、乳児保育、保育実技、人権保育等</p>								
(新) 地域子育て創生事業	0	462	462			<基金繰入金> 462	0	
トータルコスト	0	462	462	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付申請の審査、交付決定、検査、支払				
【H21国1次補正「鳥取県安心こども基金」充当事業】								
説 明								
<p>病児・病後児事業に係る感染症対策等に必要な備品等の整備を行う市町村に対して、安心こども基金を財源として、整備に要する経費を助成する。</p> <p>(1) 事業主体 鳥取市</p> <p>(2) 補助率 10/10</p> <p>(3) 事業内訳 空気清浄機14台 (市立病院、散岐保育園、すくすく保育園、ひかり保育園)</p>								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て支援総室 (内線: 7868)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 放課後児童クラブ 設置促進事業	0	9,512	9,512			(基金繰入金) 8,063	1,449	
トータルコスト	0	10,341	10,341	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金の交付に関する事務				

【H20国2次補正「鳥取県安心子ども基金」充当事業】

説明

放課後児童クラブの施設整備を行う市町村に対して、安心子ども基金を財源として助成する。

基金事業名	所要額	補助率	負担割合	助成内容
放課後児童クラブ 設置促進事業	2,898	2/3	基金 1/3 県 1/3 市町村1/3	小学校内で教材等の保管場所として使用されている空き教室を利用して放課後児童クラブを実施するために必要な空き教室の改修費及び教材等を保管するために必要な倉庫設備の設置費を助成する。 実施市町村: 鳥取市
子育て支援のための 拠点施設整備事業	6,614	1/2	基金 1/2 市町村1/2	既に放課後児童クラブとして使用している施設の大規模修繕に係る経費を助成する。 実施市町村: 境港市
合計	9,512			

平成21年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

子育て支援総室（内線：7893）

1 目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童自立生活援助事業	28,425	△25,645	2,780	△9,403			△16,242	
トータルコスト	30,082	△25,645	4,437	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務等				

説 明

1 事業の目的

義務教育終了児童や児童養護施設退所児童の生活・自立を支援する児童自立援助ホームの運営を支援する。

2 事業の内容

- ・児童自立援助ホームに対する公的助成は、従来定額補助（国庫、単県）。
- ・平成21年度より、従来の定額補助制度が廃止され、入所実人員による措置制度へ移行。
- ・従来の定額補助額を下回る措置費収入となる施設が発生しているため、平成21年度に限り単県で補助する。

（従来の定額補助制度を廃止し、措置費収入を補完する臨時的補助を実施する。）

施設名	施設設置者	従来の定額補助額 （補正前予算額）	H21年度措置 費収入見込額	今回補助額
鳥取フレンド	（社福） 鳥取こども学園	9,475	11,399	
倉吉スマイル	（社福） 鳥取こども学園	9,475	6,695	2,780
ピアホーム	（NPO法人） ピアホーム	9,475	14,028	
合計		28,425	—	2,780

（参考）従来の定額補助

区分	国補助（国1/2）	単県補助	計
対象経費	常勤1名、運営費	常勤1名	常勤2名、非常勤1名、 運営費
補助対象基準額	6,269千円	3,206千円	9,475千円

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7228）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県地域医療再生 基金造成事業	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000				
トータルコスト	0	5,000,829	5,000,829	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	基金積立業務等				
【国1次補正「地域医療再生臨時特例交付金」充当事業】								
<p>1 事業の目的</p> <p>県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てるため、「鳥取県地域医療再生基金」を造成する。</p>								
<p>2 事業の内容</p> <p>「鳥取県地域医療再生基金」を造成する。</p> <p>(1) 基金設置の目的</p> <p>県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。</p> <p>(2) 基金の対象となる事業</p> <p>鳥取県地域医療再生計画に定める事業</p>								
<p>【鳥取県地域医療再生計画の概要】</p> <p>① 計画を策定する地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部、中部保健医療圏を基本とする地域 ・ 西部保健医療圏 <p>② 事業期間 平成21年度（平成21年4月10日）～平成25年度</p> <p>③ 事業費 25億円/地域×2計画＝50億円</p> <p>④ 実施する事業</p> <p>ア 医療従事者の確保と質の向上</p> <p>【主な事業】○鳥取大学医学部への寄附講座開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師確保対策奨学金（定員増、拡充分） ○看護師養成所への支援（教育教材、教員等養成） ○看護師養成所施設整備への支援 など <p>イ 医療連携体制の構築</p> <p>【主な事業】○Web型電子カルテシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遠隔医療機器整備への支援 ○医療連携の推進への支援 など <p>ウ 救急医療等地域に必要な施設設備の充実</p> <p>【主な事業】○救命救急センター整備への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヘリコプターを活用した体制整備 など 								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線: 7228)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [債務負担行為] 医師搭乗型消防防 災ヘリ整備事業		[債務負担行為] 33,446	[債務負担行為] 33,446			[債務負担行為] <基金繰入金> 33,446		
	0	19,324	19,324			<基金繰入金> 19,324		
トータルコスト	0	20,981	20,981	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	制度設計、備品購入手続等				

【国1次補正「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】

1 事業の目的

医療機器を装備した鳥取県消防防災ヘリコプターに医療チームが搭乗し救命活動を行う体制を整備することにより、重層的なセーフティネットを張り、救命救急体制の充実を図る。

2 事業の内容

消防防災ヘリコプターに搭載する医療機器及び医療機関との通信手段を整備する。

[平成21年度整備]

(単位: 千円)

機 器 名	用 途 等	区 分	金 額
人工呼吸器	人工呼吸を自動的に行う。	更 新 (H10年度購入)	927
患者監視装置 (モニター)	心電図、心拍数、呼吸数、脈拍数を管理・監視する。	更 新 (H14年度購入)	2,649
輸液ポンプ	一定の速度、量を設定し点滴静脈注射する。	更 新 (H10年度購入)	433
シリンジポンプ	輸液ポンプより少量で正確に輸液する。	新 規	269
携帯型超音波診断装置	超音波を用い、腹部等の体内の形状、動態を可視化する。	新 規	12,064
人工蘇生システム (オートパルス)	胸部の圧迫ベルトを装着し、自動で心臓マッサージを行う。	新 規	2,982
合 計			19,324

[平成21~22年度整備 (債務負担行為)]

(単位: 千円)

機 器 名	用 途 等	区 分	金 額
イリジウム衛星電話	搭乗医師が病院に受入体制等の連絡をとる。	新 規	18,795
医療機器収納ラック	ヘリコプター内の医療機器収納用ラックを設置する。	新 規	6,174
電源の増強	搭載する医療機器増加によるコンセント等の増強を行う。	新 規	8,477
合 計			33,446

※債務負担行為する理由

ヘリコプターを改造するときは、国 (航空局) の検査が必要であり、年1回の耐空検査と同時に実施することにより、消防防災ヘリコプターの運航不能期間を最少限にする。また、機器の調達、製作等に発注後2か月の期間を要する。

・平成22年度検査予定期間 : 6月~7月の間 約1.5か月

[開始時期] 平成22年度早期 [搭乗医師] 鳥取大学医学部附属病院救命救急センター医師

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線: 7228)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [債務負担行為] 救命救急センター 施設整備事業	0	債務負担行為 (226,666) 0	債務負担行為 (226,666) 0			債務負担行 <基金繰入金> (226,666) 0		
トータルコスト	0	829	829	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				

【国1次補正「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】

1 事業の目的

救命救急センターは、救急医療の最後の砦として三次救急医療を担っており、この救急医療体制の充実、県民への医療を確保する上で必要である。この度鳥取大学は、鳥取大学医学部附属病院救命救急センターを病院敷地内の他の場所へ移転し、救急医療体制を充実することを予定しており、この整備に対し支援する。

[移転する理由]

処置室が不足していて、重症患者を同時に受け入れられない。

救急患者に必要なエックス線撮影、CT撮影を行う放射線部やICUへのアクセスが悪い。

※ 三次救急医療とは、主に生命の危機に関わるような重篤な救急患者に提供する医療

2 事業の内容

(1) 整備場所 鳥取大学医学部附属病院内 (米子市西町)

(2) 施設規模、施設内容

	現 行	移転後 (計画)
施設規模	340㎡	620㎡
施設内容	救命処置室 1室	救命処置室 3室

(3) 事業費

○施設整備 (事業費 (工事費)) 340百万円×補助率 2/3 = 226,666千円
(補助率 2/3: 現行の救急医療体制の整備に伴う補助事業の補助率を準用)

(4) 整備スケジュール (予定)

実施設計 平成21年9月～平成21年12月

本体着工 平成22年2月～平成22年10月

オープン予定 平成23年早期

<参考> 鳥取大学医学部附属病院救命救急センターの概要

・センター運営開始日 平成16年10月1日

・センターの医師体制 15名体制 (二交代勤務) [平成21年3月: 10名]

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
4項 医薬費
2目 医務費

医療政策課 (内線: 7195)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 臨時特例医師確保対策奨学金	債務負担行為 75,600 0	債務負担行為 54,000 0	債務負担行為 129,600 0			債務負担行為 36,000 0	債務負担行為 18,000 0	
トータルコスト	829	0	829	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	制度設計、奨学生募集				

説明 【国1次補正「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】

1 事業の目的

平成22年度医学部入学定員増により鳥取大学、岡山大学及び山口大学医学部に新たに設定する鳥取県枠に入学する者に貸し付ける奨学金について、鳥取大学の定員をさらに5名増加することに伴い、貸付枠を拡大する。

大学	補正前	追加増員数	増員数計
鳥取大学	5名	5名	10名
岡山大学	1名	—	1名
山口大学	1名	—	1名
計	7名	5名	12名

2 事業の内容 (仕組みは現行どおりとし、5名の枠の拡大を行うもの)

- (1) 貸付対象 鳥取大学医学部臨時養成枠入学者
- (2) 貸付枠 (新規) 5名以内
- (3) 奨学金の額 150千円/月 (年額1,800千円)
- (4) 貸付期間 原則大学卒業の月まで (貸付限度期間は6年とする。)
- (5) 返還免除 卒業～臨床研修期間修了後、貸付期間の1.5倍の期間以内に知事の指定する県内医療機関に貸付期間と同期間勤務した場合に返還免除
- (6) 返還免除対象勤務先 県内公的病院、自治体立病院、自治体立診療所、
県内大学医学部附属病院、救急告示病院

【債務負担行為額】

平成22年度貸付開始者分 54,000千円 (鳥取大学追加増分)

(内訳) @150千円×12月×5人×6年=54,000千円

(財源) 地域医療再生基金 36,000千円

一般財源 18,000千円

※地域医療再生基金の充当は平成22年度から平成25年度まで

(参考) 債務負担行為額累計 (単位: 千円)

大学	補正前	今回要求	計
鳥取大学	54,000	54,000	108,000
岡山大学	10,800	—	10,800
山口大学	10,800	—	10,800
計	75,600	54,000	129,600

4款 衛生費
4項 医薬費
2目 医務費

医療政策課 (内線: 7172)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [債務負担行為] 小児救急電話相談事業	0	債務負担行為 7,812	債務負担行為 7,812	債務負担行為 3,906			債務負担行為 3,906	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託契約事務				
<p>説明</p> <p>1 事業の目的 平成21年度より開始した小児救急電話相談事業を引き続き平成22年度以降も実施することにより、小児科医や救急医療機関の負担軽減、小児を抱えた保護者等の安心感の確保等を図るため、複数年契約を締結する。</p> <p>2 事業の内容 小児の発熱等があった場合に、緊急に受診するべきかどうか等看護師等が助言を行う事業を実施する。 ○期間 平成22年4月～平成24年3月 ○実施時間帯 平日 午後7時～午後11時 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日まで) 午前9時～午後11時 ○事業実施方法: 外部へ委託して実施する。</p> <p>[概要図]</p> <p>3 債務負担行為 (1) 期間 平成22年度～平成23年度 (2) 限度額 7,812千円</p>								

3目 保健師等指導管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
(新) [債務負担行為] 看護職員等充足対策費	0	債務負担行為 517,560	債務負担行為 517,560				債務負担行為 517,560																					
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)																								
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	修学資金募集																								
<p>説明</p> <p>1 事業の目的 県内に就業する看護職員、理学・作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学する学生に対し、修学上必要な資金を平成22年度に新たに貸付をする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 期間 平成22～26年度 (2) 平成22年度新規貸付人数及び限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度新規貸付</th> <th>平成22年度新規貸付枠対象人数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金</td> <td>277人</td> <td>280人</td> <td>350,520</td> </tr> <tr> <td>看護職員奨学金</td> <td>9人</td> <td>10人</td> <td>28,800</td> </tr> <tr> <td>理学療法士等修学資金</td> <td>80人</td> <td>80人</td> <td>138,240</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>366人</td> <td>370人</td> <td>517,560</td> </tr> </tbody> </table>									区分	平成21年度新規貸付	平成22年度新規貸付枠対象人数	金額	看護職員修学資金	277人	280人	350,520	看護職員奨学金	9人	10人	28,800	理学療法士等修学資金	80人	80人	138,240	計	366人	370人	517,560
区分	平成21年度新規貸付	平成22年度新規貸付枠対象人数	金額																									
看護職員修学資金	277人	280人	350,520																									
看護職員奨学金	9人	10人	28,800																									
理学療法士等修学資金	80人	80人	138,240																									
計	366人	370人	517,560																									

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課(内線:7190)

7目 倉吉総合看護専門学校費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 倉吉総合看護専門学校施設整備事業	0	23,174	23,174	15,474		<基金繰入金> 7,700		
トータルコスト	0	24,003	24,003	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	各関係機関との調整、委託関係業務の実施				

説明

【国1次補正「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的

県内の看護師不足に緊急に対応するため、倉吉総合看護専門学校が平成23年4月から第一看護学科(3年課程)の定員増(1学年:25人→35人(+10名))を行うにあたり、実習棟の増築及び本館等の改築を行い対応する。併せて必要な教育教材等を整備し、教育環境の充実を図り、資質の高い看護師を養成する。

2 事業の内容

(1) 整備内容

○実習棟の増築

新たに施設を増築し、看護実習室、実習準備室を整備する。

・整備場所:倉吉総合看護専門学校敷地内

・施設規模:383.13㎡(プレハブ)

○本館等の改築

本館2階の一部及びサービス棟2階を改築し、合同講義室等を整備する。

・各部屋にエアコン設置(本館1階及び2階の一部、サービス棟2階)

・本館と実習棟間の渡り廊下の設置

○教育教材及び若葉寮の整備(備品等)

心電計、吸引機器などの教育備品等を更新する。

(2) 所要経費

実施設計 7,700千円、備品等 15,474千円

工事費(概算) 210,000千円(内訳:実習棟増築110,000千円、本館等改築100,000千円)

※実施設計は「鳥取県地域医療再生基金」、備品等は「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用。

(3) スケジュール(予定)

H22年1月～ 実施設計

H22年6月～ 実習棟・本館等工事

H23年4月～ 定員増スタート

(参考) 県内の3年課程看護師養成所の定員状況

学校名	1学年定員	備考
鳥取看護専門学校	40人	
倉吉総合看護専門学校(第一看護学科)	25人	H15 20人→25人に増員
米子医療センター附属看護学校	30人	

※実習施設の確保の見通しのたつ、10人増を計画。(規則上、1クラス40人まで)

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7857）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型インフルエンザ ワクチン接種費助成 事業	0	331,815	331,815	221,210			110,605	
トータルコスト	0	333,472	333,472	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金交付事務				

説明

1 事業の目的

優先接種対象者の新型インフルエンザ予防接種費用について、経済的事情等により減免が必要と認められる場合に減免を行った市町村に対して助成する。

2 事業の内容

優先接種対象者数 (A)	減免対象者数 (B) $A \times 0.2 \times \frac{0.27}{0.22}$ ① ② ③	補助基準額 (C) $B \times 6,150円 \times 3/4$	補助額
293,080人	71,938人	331,815千円	各市町村が減免した額(※)と各市町村ごとに算出した補助基準額を比較して低い方の額
各市町村、医療機関からの報告及び国資料からの推計により算出。	国交付要綱の算定式により積算 ①…本県人口に占める非課税世帯と生活保護世帯の割合 ②…優先接種対象者等に占める低所得者の割合 ③…全人口に占める低所得者の割合	接種費=6,150円 補助率：3/4 負担割合：国1/2、 県1/4、 市町村1/4	

※市町村の実情により、減免対象者や減免額を独自に定めることが可能。

<ワクチン接種の概要>

◇優先接種対象者及び接種順位

- ①診療に直接従事する医療従事者
- ②妊婦
- ③基礎疾患を有する者
- ④1歳から小学校3年生の小児
- ⑤1歳未満の小児の保護者
- ⑥身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等
- ⑦小学校4年生の小児から高等学校生の年齢の者
- ⑧65歳以上の高齢者

◇接種費用

同一医療機関で接種する場合 1回目 3,600円 2回目 2,550円 計 6,150円
異なる医療機関で接種する場合 1回目 3,600円 2回目 3,600円 計 7,200円

(接種回数は当面、医療従事者を除き原則2回。臨床試験の結果を受けて再度検討される予定。)

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課(内線:7194)

7目 特定疾患対策費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
難病患者支援事業費	4,538	619	5,157	414			205	
トータルコスト	22,765	619	23,384	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	補助金交付事務				

説明

難病患者等居宅生活支援事業費補助金における市町村の交付申請見込額の増に伴う補正である。

- ・事業主体 市町村
- ・補助率 3/4 (国2/4、県1/4)

(単位:千円)

区分	補正前	所要額	補正額
難病患者等ホームヘルプサービス事業	2,135	1,926	△209
難病患者等短期入所事業	46	45	△1
難病患者等日常生活用具給付事業	782	1,611	829
合計	2,963	3,582	619

9目 生活習慣病予防対策費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 一般国道9号鳥取西 道路工事に係る物件 移転費	0	7,300	7,300			(雑入) 6,734	566	
トータルコスト	0	8,129	8,129	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	物件撤去及び移転に係る事務手続き等				

説明

一般国道9号鳥取西道路(事業主体:国土交通省)の建設に伴い、県が所有する元東部健康増進センターの電力、機械警備等に係る電柱、引き込み線等が支障となるため、その撤去、移転に要する経費である。

(単位:千円)

区分	金額
物件撤去経費(電柱3本、電線等)	780
物件移転経費(電柱8本、電線等)	6,520
合計	7,300

<参考>

国土交通省の該当箇所の改良工事:平成22年2月~3月初旬頃実施予定

平成21年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	360,712		360,712	329,988		329,988	149,827		149,827
2	給料	1,707,180		1,707,180	1,626,435		1,626,435	380,655		380,655
3	職員手当等	918,731		918,731	878,789		878,789	189,608		189,608
4	共済費	600,305		600,305	569,264		569,264	135,217		135,217
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	592		592	592		592			
8	報償費	104,521		104,521	88,913		88,913	42,604		42,604
9	旅費	77,026		77,026	65,824		65,824	35,858		35,858
	費用弁償	11,012		11,012	8,902		8,902	2,937		2,937
	普通旅費	40,694		40,694	36,121		36,121	17,234		17,234
	特別旅費	25,320		25,320	20,801		20,801	15,687		15,687
10	交際費									
11	需用費	238,454		238,454	222,068		222,068	47,964		47,964
12	役務費	105,406		105,406	94,682		94,682	27,272		27,272
13	委託料	2,420,488	4,771	2,425,259	2,367,996	4,771	2,372,767	560,305	4,771	565,076
14	使用料及び賃借料	86,931		86,931	81,827		81,827	48,994		48,994
15	工事請負費	519,335		519,335	519,335		519,335	85,468		85,468
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	103,183		103,183	101,716		101,716	8,001		8,001
19	負担金、補助及び交付金	29,807,501	26,573	29,834,074	29,361,899	26,573	29,388,472	24,979,648		24,979,648
20	扶助費	3,776,321	151,759	3,928,080	3,776,321	151,759	3,928,080	950,014		950,014
21	貸付金	117,914		117,914	116,490		116,490	116,490		116,490
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	8,043,283		8,043,283	7,943,283		7,943,283	7,145,922		7,145,922
26	寄附金	2,160		2,160	2,160		2,160	50		50
27	公課費	115		115	115		115			
28	繰出金	2,849		2,849	2,849		2,849			
	予備費									
	計	48,993,007	183,103	49,176,110	48,150,546	183,103	48,333,649	34,903,897	4,771	34,908,668
財源内訳	国庫支出金	12,987,168	107,916	13,095,084	12,619,502	107,916	12,727,418	8,417,222	3,500	8,420,722
	地方債	139,000		139,000	139,000		139,000	92,000		92,000
	その他	5,363,238	19,609	5,382,847	5,293,150	19,609	5,312,759	3,821,255	770	3,822,025
	一般財源	30,503,601	55,578	30,559,179	30,098,894	55,578	30,154,472	22,573,420	501	22,573,921

平成21年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		4目 老人福祉費			12目 障害者自立支援事業費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	13,505		13,505	13,367		13,367	159,056		159,056
2	給料							1,130,430		1,130,430
3	職員手当等							631,199		631,199
4	共済費	1,690		1,690	1,703		1,703	393,196		393,196
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金							592		592
8	報償費	6,269		6,269	18,052		18,052	45,661		45,661
9	旅費	7,630		7,630	13,571		13,571	25,641		25,641
	費用弁償	529		529	401		401	4,651		4,651
	普通旅費	2,898		2,898	5,870		5,870	15,984		15,984
	特別旅費	4,203		4,203	7,300		7,300	5,006		5,006
10	交際費									
11	需用費	10,959		10,959	9,501		9,501	166,103		166,103
12	役務費	6,254		6,254	8,063		8,063	64,359		64,359
13	委託料	159,449	3,500	162,949	213,891	1,271	215,162	1,773,341		1,773,341
14	使用料及び賃借料	3,149		3,149	9,033		9,033	31,639		31,639
15	工事請負費							433,867		433,867
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	1,835		1,835	5,030		5,030	93,715		93,715
19	負担金、補助及び交付金	15,791,031		15,791,031	3,265,045		3,265,045	4,266,307	△ 5,357	4,260,950
20	扶助費				949,495		949,495	1,452,267		1,452,267
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	3,765,225		3,765,225	1,110,150		1,110,150	795,578		795,578
26	寄附金							910		910
27	公課費							115		115
28	繰出金							2,849		2,849
	予備費									
	計	19,766,996	3,500	19,770,496	5,616,901	1,271	5,618,172	11,466,825	△ 5,357	11,461,468
財源内訳	国庫支出金	3,847,820	3,500	3,851,320	1,885,956		1,885,956	3,129,673	△ 9,403	3,120,270
	地方債	92,000		92,000				47,000		47,000
	その他	2,910,391		2,910,391	719,089	770	719,859	1,470,021	18,839	1,488,860
	一般財源	12,916,785		12,916,785	3,011,856	501	3,012,357	6,820,131	△ 14,793	6,805,338

平成21年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費						3項 生活保護費		
		1目 児童福祉総務費			4目 心身障害者扶養共済事業費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	66,384		66,384	2,121		2,121	21,105		21,105
2	給料	1,130,430		1,130,430			115,350		115,350	
3	職員手当等	631,199		631,199			57,982		57,982	
4	共済費	382,991		382,991	297		297	40,851		40,851
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	27		27						
8	報償費	14,609		14,609			648		648	
9	旅費	14,576		14,576	180		180	4,257		4,257
	費用弁償	2,313		2,313	80		80	1,314		1,314
	普通旅費	7,865		7,865	100		100	2,835		2,835
	特別旅費	4,398		4,398				108		108
10	交際費									
11	需用費	37,074		37,074	110		110	7,799		7,799
12	役務費	13,739		13,739	32,836		32,836	3,011		3,011
13	委託料	239,511		239,511	417		417	34,350		34,350
14	使用料及び賃借料	9,224		9,224				1,135		1,135
15	工事請負費	365,811		365,811						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	16,037		16,037						
19	負担金、補助及び交付金	1,879,234	△ 15,317	1,863,917	166,045	9,960	176,005	115,944	31,930	147,874
20	扶助費	1,080		1,080				1,374,040	151,759	1,525,799
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	795,578		795,578						
26	寄附金				910		910			
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	5,597,504	△ 15,317	5,582,187	202,916	9,960	212,876	1,776,472	183,689	1,960,161
財	国庫支出金	1,701,374	△ 9,403	1,691,971	34,335		34,335	1,072,480	113,819	1,186,299
源	地方債									
内	その他	909,797	8,879	918,676	126,698	9,960	136,658	91		91
訳	一般財源	2,986,333	△ 14,793	2,971,540	41,883		41,883	703,901	69,870	773,771

平成21年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位:千円)

節 款項目	3款 民生費			4款 衛生費						
	うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部			
	3項 生活保護費						補正前	補正額	補正後	
	2目 扶助費									
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1 報酬				108,838		108,838	46,179		46,179	
2 給料				1,424,583		1,424,583	699,790		699,790	
3 職員手当等				760,789		760,789	393,805		393,805	
4 共済費				491,845		491,845	239,006		239,006	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金				4,414		4,414	4,414		4,414	
8 報償費				49,836		49,836	40,014		40,014	
9 旅費				78,116		78,116	48,889		48,889	
費用弁償				4,806		4,806	2,990		2,990	
普通旅費				51,412		51,412	29,784		29,784	
特別旅費				21,898		21,898	16,115		16,115	
10 交際費										
11 需用費				331,869	6,939	338,808	199,416	6,939	206,355	
12 役務費				69,203		69,203	32,684		32,684	
13 委託料	15,199		15,199	687,478	20,172	707,650	292,696	8,670	301,366	
14 使用料及び賃借料				82,737		82,737	26,139		26,139	
15 工事請負費				148,473	7,300	155,773	88,514	7,300	95,814	
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費				94,077	26,889	120,966	42,431	26,889	69,320	
19 負担金、補助及び交付金	115,944	31,930	147,874	4,579,077	356,434	4,935,511	4,027,187	332,434	4,359,621	
20 扶助費	1,362,480	151,759	1,514,239	1,172,959		1,172,959	1,172,959		1,172,959	
21 貸付金				1,170,956		1,170,956	501,626		501,626	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金				1,709,284	5,000,000	6,709,284	842,656	5,000,000	5,842,656	
26 寄附金										
27 公課費				89		89	89		89	
28 繰出金										
予備費										
計	1,493,623	183,689	1,677,312	12,964,623	5,417,734	18,382,357	8,698,494	5,382,232	14,080,266	
財源内訳	国庫支出金	1,019,393	113,819	1,133,212	3,627,962	5,272,600	8,900,562	2,299,509	5,237,098	7,536,607
	地方債				12,000		12,000	12,000		12,000
	その他				1,926,763	33,758	1,960,521	986,229	33,758	1,019,987
	一般財源	474,230	69,870	544,100	7,397,898	111,376	7,509,274	5,400,756	111,376	5,512,132

平成21年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
			3目 予防費			7目 特定疾患対策費				
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	26,272		26,272	6,511		6,511	2,121		2,121
2	給料	126,885		126,885						
3	職員手当等	75,095		75,095						
4	共済費	45,554		45,554	842		842	500		500
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	2,979		2,979				1,411		1,411
8	報償費	19,519		19,519	7,361		7,361	1,712		1,712
9	旅費	22,611		22,611	8,511		8,511	567		567
	費用弁償	1,096		1,096	126		126			
	普通旅費	11,683		11,683	3,200		3,200	441		441
	特別旅費	9,832		9,832	5,185		5,185	126		126
10	交際費									
11	需用費	160,959		160,959	138,263		138,263	700		700
12	役務費	16,366		16,366	4,299		4,299	770		770
13	委託料	174,526		174,526	8,110		8,110	21,291		21,291
14	使用料及び賃借料	8,854		8,854	1,684		1,684	2,066		2,066
15	工事請負費		7,300	7,300						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	38,641		38,641	33,901		33,901			
19	負担金、補助及び交付金	596,963	332,434	929,397	209,021	331,815	540,836	3,062	619	3,681
20	扶助費	1,172,200		1,172,200	3,892		3,892	637,987		637,987
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	132,656		132,656						
26	寄附金									
27	公課費	51		51	51		51			
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,620,131	339,734	2,959,865	422,446	331,815	754,261	672,187	619	672,806
財源内訳	国庫支出金	1,323,801	221,624	1,545,425	334,643	221,210	555,853	347,302	414	347,716
	地方債	12,000		12,000						
	その他	207,281	6,734	214,015	34		34	20		20
	一般財源	1,077,049	111,376	1,188,425	87,769	110,605	198,374	324,865	205	325,070

平成21年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費			4項 医薬費					
		9目 生活習慣病予防対策費					2目 医務費			
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	2,121		2,121	13,964		13,964	1,359		1,359
2	給料				234,545		234,545			
3	職員手当等				140,049		140,049			
4	共済費	522		522	79,236		79,236	47		47
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,568		1,568	35		35	35		35
8	報償費	3,622		3,622	20,057		20,057	4,900		4,900
9	旅費	2,510		2,510	22,844		22,844	7,892		7,892
	費用弁償				1,786		1,786	970		970
	普通旅費	727		727	14,961		14,961	4,698		4,698
	特別旅費	1,783		1,783	6,097		6,097	2,224		2,224
10	交際費									
11	需用費	4,254		4,254	25,927	6,939	32,866	6,628		6,628
12	役務費	3,021		3,021	9,405		9,405	3,171		3,171
13	委託料	21,011		21,011	105,387	8,670	114,057	71,621		71,621
14	使用料及び賃借料	436		436	6,393		6,393	2,735		2,735
15	工事請負費		7,300	7,300	88,514		88,514			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				3,745	26,889	30,634		19,324	19,324
19	負担金、補助及び交付金	195,595		195,595	3,430,200		3,430,200	938,712		938,712
20	扶助費	110,956		110,956	759		759			
21	貸付金				501,626		501,626	85,800		85,800
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金				710,000	5,000,000	5,710,000	710,000	5,000,000	5,710,000
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	345,616	7,300	352,916	5,392,686	5,042,498	10,435,184	1,832,900	5,019,324	6,852,224
財源内訳	国庫支出金	111,355		111,355	975,708	5,015,474	5,991,182	787,140	5,000,000	5,787,140
	地方債	12,000		12,000						
	その他	21	6,734	6,755	778,909	27,024	805,933	733,172	19,324	752,496
	一般財源	222,240	566	222,806	3,638,069		3,638,069	312,588		312,588

平成21年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費			福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部					
		4項 医薬費					
		7目 倉吉総合看護専門学校費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	7,229		7,229	376,167		376,167
2	給料				2,326,225		2,326,225
3	職員手当等				1,272,594		1,272,594
4	共済費	161		161	808,270		808,270
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金				5,006		5,006
8	報償費	8,203		8,203	128,927		128,927
9	旅費	3,719		3,719	114,713		114,713
	費用弁償	576		576	11,892		11,892
	普通旅費	1,765		1,765	65,905		65,905
	特別旅費	1,378		1,378	36,916		36,916
10	交際費						
11	需用費	7,492	6,939	14,431	421,484	6,939	428,423
12	役務費	2,627		2,627	127,366		127,366
13	委託料	1,869	8,670	10,539	2,660,692	13,441	2,674,133
14	使用料及び賃借料	1,636		1,636	107,966		107,966
15	工事請負費				607,849	7,300	615,149
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	2,309	7,565	9,874	144,147	26,889	171,036
19	負担金、補助及び交付金	60		60	34,347,322	359,007	34,706,329
20	扶助費				4,949,280	151,759	5,101,039
21	貸付金				618,116		618,116
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料				166,000		166,000
24	投資及び出資金						
25	積立金				8,785,939	5,000,000	13,785,939
26	寄附金				2,160		2,160
27	公課費				204		204
28	繰出金				2,849		2,849
	予備費						
	計	35,305	23,174	58,479	57,973,276	5,565,335	63,538,611
財源内訳	国庫支出金		15,474	15,474	15,088,483	5,345,014	20,433,497
	地方債				151,000		151,000
	その他	15,152	7,700	22,852	6,292,743	53,367	6,346,110
	一般財源	20,153		20,153	36,441,050	166,954	36,608,004

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
3款 民生費		
2項 児童福祉費		
1目 児童福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	児童自立生活援助事業費補助金	△ 25,645
	保育の質の向上のための研修事業補助金	354
	放課後児童クラブ設置促進事業補助金	9,512
	地域子育て創生事業補助金	462
4目 心身障害者扶養共済事業費		
負担金、補助及び交付金	心身障害者年金給付金	9,960
3項 生活保護費		
2目 扶助費		
負担金、補助及び交付金	住所不定者県負担金	31,930
扶助費	生活扶助費	23,686
	住宅扶助費	6,089
	教育扶助費	875
	介護扶助費	5,235
	医療扶助費	108,093
	出産扶助費	△ 257
	生業扶助費	1,911
	葬祭扶助費	△ 29
	保護施設事務費	6,156
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
3目 予防費		
負担金、補助及び交付金	新型インフルエンザワクチン接種費減免補助金	331,815
7目 特定疾患対策費		
負担金、補助及び交付金	難病患者等居宅生活支援事業費補助金	619
4項 医薬費		
2目 医務費		
積立金	鳥取県地域医療再生基金造成事業	5,000,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成21年度 地域包括支援センター 機能強化実践事業委 託	2,200		0	平成22年度	2,200				2,200	
平成21年度 小児救急電話相談業 務委託	7,812		0	平成22年度から 平成23年度まで	7,812	3,906			3,906	
平成21年度 医師搭乗型消防防災 ヘリ整備事業費	33,446			平成22年度	33,446			33,446		0
平成21年度 鳥取大学救命救急セ ンター施設整備補助	226,666			平成22年度	226,666			226,666		0
平成21年度 看護学生等修学資金 貸付金	517,560		0	平成22年度から 平成26年度まで	517,560					517,560
平成21年度 東部福祉保健局庁舎 機械警備委託	915		0	平成22年度から 平成26年度まで	915					915
平成21年度 西部福祉保健局庁舎 機械警備委託	1,575		0	平成22年度から 平成26年度まで	1,575					1,575
平成21年度 総合療育センター院内 保育所運営委託	39,525		0	平成22年度から 平成24年度まで	39,525				5,025	34,500
平成21年度 総合療育センター庁内 LAN用機器賃借料	2,240		0	平成22年度から 平成26年度まで	2,240					2,240

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事項	項目	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円							
			期間	金額	期間	金額	国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源			
平成21年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	修正前の額	75,600		0	平成22年度から 平成27年度まで	75,600					75,600			
	修正額	54,000		0	平成22年度から 平成27年度まで	54,000			36,000		18,000			
	修正後の額	129,600		0	平成22年度から 平成27年度まで	129,600			36,000		93,600			

繰越明許費に関する調書

福祉保健部(単位：千円)

追加款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考
4衛生費	4医薬費	7倉吉総合看護専門学校 学校費	倉吉総合看護専門学校 施設整備	23,174	7,700	基本計画等に時間を要し、年度内の事業完了が困難なため。
福祉保健部 一般会計 合計				23,174	7,700	

議案第2号

平成21年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(特別会計) 子育て支援総室	113,125	0	113,125					
部計	113,125	0	113,125					

説明

○平成21年度貸付実行(貸付期間平成22~26年度)に係る債務負担行為の設定

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

福祉保健部 子育て支援総室

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成21年度 修学資金等貸付金	千円 75,660		千円 0		千円 75,660	千円	千円	千円	千円	0

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部改正について</p>				
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 県内の公共投資及び地域医療確保など重点課題に係る施策を実行し、もって県民の安心で活力ある生活を実現し、及び確保するため、新たに基金を設置する。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。</p> <table border="1" data-bbox="359 750 1396 929"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 750 750 784">名 称</th> <th data-bbox="750 750 1396 784">設 置 目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 784 750 929">鳥取県地域医療再生基金</td> <td data-bbox="750 784 1396 929">県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日は、公布日とする。</p>	名 称	設 置 目 的	鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。
名 称	設 置 目 的				
鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。				

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																														
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>2 <u>地方自治法第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の第2欄に掲げる目的に資するため、それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>3 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>5 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 15%;">設置目的</th> <th style="width: 10%;">積立て</th> <th style="width: 15%;">運用益金の整理又は処理</th> <th style="width: 10%;">処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32 鳥取県 授業料減</td> <td style="text-align: center;">経済的 理由によ り修学が 困難な高</td> <td style="text-align: center;">一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</td> <td style="text-align: center;">一般会 計歳入 歳出予 算に計</td> <td style="text-align: center;">当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					32 鳥取県 授業料減	経済的 理由によ り修学が 困難な高	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から32の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、<u>同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</u></p> <p>2 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 15%;">設置目的</th> <th style="width: 10%;">積立て</th> <th style="width: 15%;">運用益金の整理又は処理</th> <th style="width: 10%;">処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32 鳥取県 授業料減</td> <td style="text-align: center;">経済的 理由によ り修学が 困難な高</td> <td style="text-align: center;">一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</td> <td style="text-align: center;">一般会 計歳入 歳出予 算に計</td> <td style="text-align: center;">当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					32 鳥取県 授業料減	経済的 理由によ り修学が 困難な高	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
32 鳥取県 授業料減	経済的 理由によ り修学が 困難な高	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の																											
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
32 鳥取県 授業料減	経済的 理由によ り修学が 困難な高	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の																											

	免・奨学金基金	等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。		上して当該基金に積立て	財源に充てるとき。		免・奨学金基金	等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。		上して当該基金に積立て	財源に充てるとき。
33	鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金	県内における公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図るための経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。						
34	鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 障害者自立支援法の経過措置により、従前の例により運営することができる知的障害者更生施設であった鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園が、平成22年1月1日に同法に規定する障害者支援施設へ移行することに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1)鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の種別を「知的障害者更生施設」から「障害者支援施設」に改める。 (2)その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成22年1月1日とする。</p> <p><参考> 鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園の新事業体系移行イメージ</p> <p><旧法施設> 知的障害者更生施設 (昼夜一体のサービス) (対象) 知的障害者 (内容) 入所により社会生活適応・生活習慣確立のための生活支援、職能訓練などを行う (報酬) 旧知的障害者更生施設支援費として、昼夜一体のサービス提供に対して評価</p> <p>新事業体系へ移行</p> <p><新事業体系> 障害者支援施設 日中活動の場 生活介護 自立訓練等 住まいの場 施設入所支援 (対象) 知的障害者、精神障害者、身体障害者 (内容) 生活介護等(日中活動系サービス)と施設入所支援(住まいの場としてのサービス)を行う (報酬) 生活介護サービス費等と施設入所支援サービス費として、昼夜それぞれ別のサービス提供に対して評価</p>

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																																																						
<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>(障害者支援施設における利用料金)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>	種別	名称	位置	略			障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市		鳥取県立鹿野第二かちみ園		略			種別	名称	業務	障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略		鳥取県立鹿野第二かちみ園		略			<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害者更生施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害者更生施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>(知的障害者更生施設における利用料金)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設入所支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>	種別	名称	位置	略			知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市		鳥取県立鹿野第二かちみ園		略			種別	名称	業務	知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略		鳥取県立鹿野第二かちみ園		略		
種別	名称	位置																																																					
略																																																							
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市																																																					
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																																																						
略																																																							
種別	名称	業務																																																					
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略																																																					
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																																																						
略																																																							
種別	名称	位置																																																					
略																																																							
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市																																																					
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																																																						
略																																																							
種別	名称	業務																																																					
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略																																																					
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																																																						
略																																																							

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について																																																													
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、認知症対応型サービス事業の管理者等を養成するための研修の実施及び訪問介護員養成研修の研修修了証明証の交付に係る手数料を新たに徴収するとともに、介護支援専門員に対する更新研修の実施及び介護サービス情報の調査に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 介護支援専門員更新研修関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実務研修者に対する2回目以降等の介護支援専門員更新研修</td> <td>1件につき</td> <td>21,000円</td> <td>12,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 認知症介護実践者等研修関係（新設）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>①認知症対応型サービス事業管理者研修</td> <td>1件につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>②認知症対応型サービス事業開設者研修</td> <td>1件につき</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>③小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修</td> <td>1件につき</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>④認知症介護実践者研修</td> <td>1件につき</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤認知症介護実践リーダー研修</td> <td>1件につき</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥研修修了証明書を交付した旨の証明書の交付</td> <td>1件につき</td> <td>420円</td> </tr> </table> <p>(3) 介護サービス情報の調査関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護</td> <td>1件につき</td> <td>35,600円</td> <td>21,600円</td> </tr> <tr> <td>②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護</td> <td>1件につき</td> <td>35,600円</td> <td>21,600円</td> </tr> <tr> <td>③訪問看護、介護予防訪問介護又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護</td> <td>1件につき</td> <td>35,600円</td> <td>21,600円</td> </tr> <tr> <td>④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション</td> <td>1件につき</td> <td>35,600円</td> <td>21,600円</td> </tr> <tr> <td>⑤通所介護（③と⑥で一体的に行われる指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</td> <td>1件につき</td> <td>35,600円</td> <td>21,500円</td> </tr> <tr> <td>⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護</td> <td>1件につき</td> <td>35,600円</td> <td>21,500円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	金 額		現 行	改正後	実務研修者に対する2回目以降等の介護支援専門員更新研修	1件につき	21,000円	12,200円	①認知症対応型サービス事業管理者研修	1件につき	1,000円	②認知症対応型サービス事業開設者研修	1件につき	1,300円	③小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	1件につき	1,300円	④認知症介護実践者研修	1件につき	12,000円	⑤認知症介護実践リーダー研修	1件につき	36,000円	⑥研修修了証明書を交付した旨の証明書の交付	1件につき	420円	区 分	単 位	金 額		現 行	改正後	①訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護	1件につき	35,600円	21,600円	②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	1件につき	35,600円	21,600円	③訪問看護、介護予防訪問介護又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき	35,600円	21,600円	④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	1件につき	35,600円	21,600円	⑤通所介護（③と⑥で一体的に行われる指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	1件につき	35,600円	21,500円	⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき	35,600円	21,500円
区 分	単 位	金 額																																																												
		現 行	改正後																																																											
実務研修者に対する2回目以降等の介護支援専門員更新研修	1件につき	21,000円	12,200円																																																											
①認知症対応型サービス事業管理者研修	1件につき	1,000円																																																												
②認知症対応型サービス事業開設者研修	1件につき	1,300円																																																												
③小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	1件につき	1,300円																																																												
④認知症介護実践者研修	1件につき	12,000円																																																												
⑤認知症介護実践リーダー研修	1件につき	36,000円																																																												
⑥研修修了証明書を交付した旨の証明書の交付	1件につき	420円																																																												
区 分	単 位	金 額																																																												
		現 行	改正後																																																											
①訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護	1件につき	35,600円	21,600円																																																											
②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	1件につき	35,600円	21,600円																																																											
③訪問看護、介護予防訪問介護又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき	35,600円	21,600円																																																											
④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	1件につき	35,600円	21,600円																																																											
⑤通所介護（③と⑥で一体的に行われる指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	1件につき	35,600円	21,500円																																																											
⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき	35,600円	21,500円																																																											

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
⑦ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護のうち有料老人ホームに係るもの	1件につき	41,900円	27,600円
⑧ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護のうち軽費老人ホームに係るもの	1件につき	41,900円	27,600円
⑨ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護のうち適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの	1件につき	41,900円	27,600円
⑩ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	1件につき	35,600円	19,500円
⑪ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	1件につき	35,600円	22,200円
⑫ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	1件につき	35,600円	22,200円
⑬ 居宅介護支援	1件につき	35,600円	18,200円
⑭ 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護	1件につき	41,900円	29,700円
⑮ 短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）、介護保健施設サービス、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）	1件につき	41,900円	29,700円
⑯ 短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）、介護療養施設サービス、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）	1件につき	41,900円	29,700円

(4) 訪問介護員養成研修関係（新設）

① 研修修了証明書の交付	1件につき	650円
② 研修修了証明書を交付した旨の証明書の交付	1件につき	420円

3 施行期日

平成22年4月1日

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11の3) 略</p> <p>(11の4) <u>介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実務経験者に対する更新研修</p> <p>(ア) <u>初回の更新に係るもの（(イ)に掲げるものを除く。）</u> 1件につき21,000円</p> <p>(イ) <u>初回の更新に係るもの（介護保険法第69条の8第2項ただし書の規定により知事が指定した研修の課程を修了した者に対するものに限る。）</u> 1件につき12,200円</p> <p>(ウ) <u>2回目以降の更新に係るもの</u> 1件につき12,200円</p> <p>(12) 略</p> <p>(12の2) <u>介護保険法第78条の4に規定する指定地域密着型サービス事業者に係る基準及び同法第115条の14に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る基準に定める研修（以下この号において「指定研修」という。）の実施</u> 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介</td> <td>1件につき 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介	1件につき 1,000円	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11の3) 略</p> <p>(11の4) <u>介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実務経験者に対する更新研修 <u>1件につき21,000円</u></p> <p>(12) 略</p>
区 分	金 額				
1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介	1件につき 1,000円				

護及び介護予防小規模多機能型居宅介護。(以下この号において「居宅介護」という。)並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下この号において「共同生活介護」という。)に係る事業所の管理者に係るもの	
2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの	1 件につき 1,300円
3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの	1 件につき 1,300円
4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの	1 件につき 12,000円
5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの	1 件につき 36,000円

(12の3) 前号の研修を修了した旨の証明書を交付したことを証する書類の交付 1 件につき420円

(13)及び(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス(以下この号において「介護サービス」という。)のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護	1 件につき 21,600円
2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1 件につき 21,600円
3 介護サービスのうち、訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号))	1 件につき 21,600円

(13)及び(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

1 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス(特定施設入居者生活介護に限る。)及び同条第23項に規定する施設サービス	1 件につき 41,900円
2 1に掲げるサービス以外のサービス	1 件につき 35,600円

第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)	
4 介護サービスのうち、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	1件につき 21,600円
5 介護サービスのうち、通所介護（訪問看護若しくは介護予防訪問看護又は通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションと一体的に行われる指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護	1件につき 21,500円
6 介護サービスのうち、通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき 21,500円
7 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）	1件につき 27,600円
8 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）	1件につき 27,600円
9 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）	1件につき 27,600円
10 介護サービスのうち、福祉用	1件につき

具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売	19,500円
11 介護サービスのうち、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護	1件につき 22,200円
12 介護サービスのうち、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	1件につき 22,200円
13 介護サービスのうち、居宅介護支援	1件につき 18,200円
14 介護サービスのうち、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護	1件につき 29,700円
15 介護サービスのうち、短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）	1件につき 29,700円
16 介護サービスのうち、短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）	1件につき 29,700円

(13の4) 略

(13の5) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書（以下この号において「研修修了証明書」という。）の交付又は交付の証明 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 研修修了証明書の交付 1件につき650円

イ 研修修了証明書を交付したことを証する書類の交付 1件につき420円

(14)～(328) 略

2 略

(13の4) 略

(14)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。